

## 平成16年度科学研究費補助金（基盤研究（S））研究状況報告書

ふりがな		うへだ かん		所属研究機関・部局・職		立命館大学・大学院法務研究科・教授	
研究代表者氏名		上田 寛		所属研究機関・部局・職		立命館大学・大学院法務研究科・教授	
研究課題名	和文	グローバル化時代における国際組織犯罪と人間の安全保障に関する総合研究					
	英文	A Comprehensive Study on International Crimes and Human Security in the Age of Globalization					
研究経費		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	総合計
16年度以降は内約額 金額単位：千円		13,000	10,800	17,100	6,100	5,000	52,000
研究組織（研究代表者及び研究分担者）							
氏名		所属研究機関・部局・職		現在の専門		役割分担（研究実施計画に対する分担事項）	
上田 寛		立命館大学・大学院法務研究科・教授		刑法・犯罪学		研究統括・旧ソ連圏の犯罪・国際犯罪	
松宮 孝明		立命館大学・大学院法務研究科・教授		刑法		刑事法の基本問題（グローバル化）	
生田 勝義		立命館大学・法学部・教授		刑法		刑事法の基本問題（組織犯罪）	
葛野 尋之		立命館大学・法学部・教授		刑事訴訟法		内外の少年犯罪の動向と対策	
指宿 信		立命館大学・大学院法務研究科・教授		法情報学		情報社会と刑事手続法	
薬師寺 公夫		立命館アジア太平洋大学・アジア太平洋学部・教授		国際法		国際人権規約・国際法の基本問題	
久岡 康成		立命館大学・法学部・教授		刑事訴訟法		刑事訴訟法の基本問題	
君島 東彦		立命館大学・国際関係学部・教授		憲法		安全保障論・人権論	
松井 芳郎		立命館大学・大学院法務研究科・教授		国際法		国際人権規約・国際法の基本問題	
樋爪 誠		立命館大学・法学部・助教授		国際私法		国際取引法の基本問題	
大久保 史郎		立命館大学・大学院法務研究科・教授		憲法		安全保障論・人権論	
市川 正人		立命館大学・大学院法務研究科・教授		憲法		人権・平和主義・安全保障論	
中島 茂樹		立命館大学・法学部・教授		憲法		人権・外国人の権利論	
徳川 信治		立命館大学・法学部・教授		国際法		国際法の基本問題・国連	
三木 義一		立命館大学・法学部・教授		税法		国際租税法の基本問題	
山形 英郎		立命館大学・国際関係学部・教授		国際法		国際法の基本問題・国連	
倉田 玲		立命館大学・法学部・助教授		憲法		安全保障論・人権論	
当初の研究目的（交付申請書に記載した研究目的を簡潔に記入してください。）							
<p>01年の「9・11テロ事件」、（その後の02年の「北朝鮮・拉致事件」03年の「インドネシア爆破テロ」、そして本年の「イラク民間人誘拐事件」）は、国際社会における個人の生命、生活、人権、安全の保障をあらためて考え直す時期に来ていることを世界に知らしめた。また、国内における外国人凶悪犯罪の増加は、日常生活レベルにおいても、善良な外国人と共生する一方で、犯罪のグローバル化に対峙していかなければならないことを痛感させた。今まさに、犯罪の国際化、流動化、構造的変化に対し、学問領域を越えた総合的対策、検討が必要となっている。さらに、この問題に関する研究者、実務家、行政担当者のネットワークを国内外に構築し、国際犯罪の多様化、深刻化にリアルタイムで対応していく研究拠点の構築を目的とする。</p> <p>上記目的をもとに、具体的には以下の総論的課題に取り組む。第一に、国際犯罪に関するこれまでの調査研究・成果を基礎に、具体的、実証的なアプローチを交えて、これを拡充・推進する。第二に、国際刑事司法の枠組みの再検討を行う。国連、EU、米州機構等の活動を検討することによって、今後の課題と展望を明らかにする。第三に、多国籍企業の登場や企業活動のボーダーレス化に伴う資金洗浄、租税回避から外国公務員への贈賄に至るまで、経済犯罪の国際化の実態分析とそれに対する法的対応の検討を進める。第四に、国際犯罪、国際刑事司法の現状と課題に対応させて、グローバル化下の現段階における国際人権保障の諸課題を追及する。ここでは、国連の「人間の安全保障」論とのリンクを意識的に追及する。さらに各論的課題として、「国際組織犯罪」、「麻薬資金をもとにしたビジネス」、「サイバーテロ」、「汚職」、「人身売買」等を重点的に検討し、これらを体系的に捉え、21世紀型法モデルを追求する。</p>							

**これまでの研究経過**（研究の進捗状況について、必要に応じて図表等を用いながら、具体的に記入してください。）

犯罪現象の国際化に対する現行の刑事司法の対応は、わが国を含む多くの国々において、事実上、比較的重大な犯罪について、国外で犯罪を行った自国民および国外に逃亡した犯罪者の引渡しと処罰に限られてきた。たとえば、国際化にともなって増大している外国人の軽微な財産犯や交通事犯について、犯人の出国後にこれを処罰することは困難である。また、ある種の「インターネット犯罪」（禁制品の売買、ギャンブル、わいせつ画像の陳列など）は、各国の文化的・政治的な背景もあって、処罰に格差があり、各国刑事司法の間隙をぬう犯罪が存在している。これらに対しては、おそらくは、西欧諸国の経験を参考に、代理訴追・代理処罰を含め、国際協力の新たな段階へと進むことが要求されるであろう。そしてその延長上に、すでに存在する一連の国際条約（例えば、航空機の不法な奪取の防止に関する条約、人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約、麻薬に関する単一条約、また 1998 年の国際刑事裁判所設立条約など）の延長上に、将来における単一の世界刑法と世界刑事裁判所という理想が掲げられるべきかもしれない。しかし、それに至るまでの具体的な問題処理をいかにすべきか、この検討が急務である。国連をはじめとする国際機関の活動、各国政府と国家機関、そして各レベルの市民団体において、何が必要であり、また可能なのか。今こそ真剣な検討が求められている。以上のような認識を中心に、次のような研究活動を行ってきた。

2002 年度は、2004 年度に予定している大シンポジウム「グローバリゼーションと人間の安全保障（仮題）」への準備段階として、刑事法、憲法、国際法、国際私法、国際経済法、税法、企業法の研究者が、それぞれの専門分野に関わる犯罪行為のグローバル化の現状を調査することに努めた。その予備調査のため、研究分担者を各地域（米国、カナダ、ドイツ、フランス、香港）に派遣した。北米では、トロント大学法学部犯罪学研究所、ブリティッシュ・コロンビア大学、アメリカン大学国際犯罪・腐敗防止センターを訪問した。ドイツでは、マックス・プランク・国際刑法研究所（フライブルグ）およびフランクフルト大学刑事法研究所（フランクフルト・アム・マイン）を訪問した。香港では、行政担当者へのインタビューならびに「独立汚職取締委員会」および M&C 法律事務所を訪問した。M&C 法律事務所では、国際課税とそれをめぐる犯罪について、意見交換を行った。

また、国内においても、多様な研究会を開催することによって、各方面からの情報収集に努めた。2002 年度研究会は、次のとおりである（敬称略、所属・地位は報告時）。6 月 16 日ショウエンバウム（ジョージア大学法学部教授）「WTO とグローバリゼーション」、7 月 19 日エドワード・ケープ（ウエスト・イングランド大学法学部教授）「被害者供述」、7 月 29 日城祐一郎（国連アジア極東犯罪防止研究所教官・検事）「アジア諸国の犯罪動向について—特にインドネシアとフィリピンを中心として—」、12 月 23 日鈴木庸一（外務省経済参事官）「WTO の下で進める貿易自由化と人間の安全保障観点からの例外」、1 月 30 日立崎正夫（警察庁生活安全局生活安全企画課セキュリティシステム対策室）「サイバー犯罪・サイバーテロの現状と対策」および 3 月 8 日サニー・チャン・マン・クワン（岡山大学大学院）「香港警察による犯罪防止・市民による警察活動に対するパトロール」、以上 6 件である。2003 年度研究会は次のとおりである。5 月 8 日クラウス・ベアス（ミュンスター大学法学部教授）「ドイツにおける経済犯罪の動向」、6 月 27 日山下潔（弁護士）「東南アジアにおける麻薬犯罪と対策について—弁護士活動を通してみえたもの」、10 月 31 日第 1 回ラウンドテーブル「持続可能な開発とグローバリゼーション」大森功一（世界銀行東京事務所広報担当）／山中敦之（国連開発計画開発政策局情報通信技術と開発グループ専門官）／富山麻里子（国際移住機関移民事務局プログラムオフィサー）／和栗百恵（中央大学総合政策学部講師）および 12 月 30 日「同第 2 回ラウンドテーブル」、以上 4 件である。このうち、ラウンドテーブルは、立命館大学出身の国際公務員（およびその経験者）を招請し、人間の安全保障の「現場」をレポートしてもらい、学生・院生にも開放し、公開討論を行った（参加者個人の見解に基づく）。さらに、2003 年度は「国際組織犯罪」に関するシンポジウムも開催した（「⑧特記事項」を参照）。

以上のように、2002 年度および 2003 年度は、第一に本研究課題に関する比較法的動向の情報収集に努めた。国際刑事法問題は、欧州、北米、アジアに大きくその特徴が分かれる反面、いずれの地域においても、他の地域からの人、物の流入が、刑事法の価値観の衝突を惹起するのみならず、従来になかった種類の犯罪や事件から、市民を守ることが急務となっていることを知ることができた。他方で、第二に、これらの問題に対する各国の司法および行政当局ならびに国際機関および民間団体の取り組みについても分析を行い、各パートで講じられている対策について検討した。今後の課題としては、これら二つの側面の研究を、人的にも物的にもいかにネットワーク化し、情報の共有を進めそれぞれの取り組みを有機的に連関させると同時に、教育・啓蒙を実践し「人間の安全保障」を生活レベルで具体化していく作業が急務であるとの結論に現段階では至っている。2004 年度はこの到達点を踏まえ、前記の大シンポジウムを開催する計画を進めている。

**特記事項** (これまでの研究において得られた、独創性・新規性を格段に発展させる結果あるいは可能性、新たな知見、学問的・学術的なインパクト等特記すべき事項があれば記入してください。)

これら諸業績のほかに、2003年12月12日(金)、13日(土)の二日間、国際シンポジウム「国際組織犯罪と人間の安全保障(Transnational Organized Crime and Human Security)」を開催した。上田寛・研究代表者の冒頭報告を皮切りに、初日には、第1報告「国際組織犯罪と日本社会の安全」(宮澤浩一教授・慶応義塾大学)、第2報告「国際組織犯罪—ドイツの対応」(ハンス=イェルク・アルプレヒト教授; マックス・プランク外国・国際刑事法研究所) および第3報告「国際組織犯罪と安全保障」(ルイーズ・シェリー 教授; アメリカン大学国際犯罪・腐敗防止センター) が行なわれた。二日目は、セッションを分け、「国際組織犯罪と法のグローバリゼーション」においては、第1報告「日本から見た国際組織犯罪と刑法のグローバリゼーション」(田辺泰弘教官; 国連アジア極東犯罪防止研修所)、第2報告「国際組織犯罪としてのグローバル・テロリズム: オーストラリアの経験」(マーク・フィンドレイ教授; シドニー大学)、第3報告「国際組織犯罪に対するカナダの新しい対抗策—新たな注目点・法執行の新局面と立法化」(イヴォン・ダンドゥランド 教授; フレイザー・ヴァレイ大学) および第4報告「西欧における国際組織犯罪—国際組織犯罪に対する EU の司法・警察の対応」(ホアキン・ゴンザレス教授; アルフォンソ 10 世大学) が行なわれた。また、「薬物・人身売買と国際組織犯罪」においては、第1報告「日本の薬物犯罪と組織犯罪」(近藤知尚氏; 警察庁生活安全局薬物対策課) 第2報告「タイから見た組織犯罪規制と薬物犯罪防止戦略」(プラタン・ワタナヴァニチ 教授; タマサート大学)、第3報告「韓国からみた東アジアにおける薬物取引と人間の安全保障」(チョオ・ソンクオン 教授; 漢城大学) および第4報告「不法入国・不法移動・人身売買に対する EU の対策とスペイン法への影響」(エミリアノ・ガルシア・コソ 教授; マドリッド・コムラス大学) が行なわれた。最後に、総括討議として参加者全体で意見交換会を行った。(なお、参加者の意見はすべて個人的なものである。)

このシンポジウムのテーマは国際組織犯罪であり、「人間の安全保障」であるが、これら問題の重要性を象徴するのは、2001年9月11日に米国で発生した同時多発テロ事件である。今日、人も、モノ・金・情報・サービスも、いとも簡単に国境を越え、地球的規模で展開され、国内外の政治・経済・社会諸関係が構造的な変動をおこしつつある下で、私たちの生命、生活、人権、安全はまったく新しい危機に直面している。その第一の、もっとも尖鋭な問題は、多様な背景をもつテロ犯罪の発生、地域紛争における「民族浄化」や難民の大量発生にともなう犯罪の増大、そして、麻薬・薬物などをはじめとする国際的な組織犯罪の展開などの国際犯罪の噴出である。これらの国際犯罪は、先進工業諸国にさまざまな被害を発生させるとともに、社会不安と排外的な風潮をもたらしており、それは程度の差こそあれ、日本や欧米諸国に共通する現象である。アジア地域・諸国でも同様の現象が、さまざまに形を変えながら、広がっている。その背景に、かつての社会主義圏の崩壊や第三世界の貧困、これに根ざした宗教的・民族的アイデンティティーの尖鋭化、グローバリゼーションの一環でもある組織犯罪の国際化がある。これらにいかにより有効に対処するか、これがここでの課題である。

わが国では、このような問題はいかに重大であっても、所詮は遠い外国のことだという意識がまだ広く残っている。たしかに、わが国に外国のテロ組織が大規模な攻撃を加えたことはまだないかもしれない。しかし、たとえば、外国から組織的に持ち込まれ、大量の中毒患者を生み出し続けている覚せい剤をはじめとする薬物は、国際組織犯罪そのものである。また日本を起点とする一連の国際組織犯罪も注目されなくてはならない—たとえば、チャイルド・ポルノの製作と流布、盗難車の「輸出」、海外進出企業による環境犯罪や贈賄行為、犯罪資金の垂れ流し、ヤクザ組織の海外での活動など、これまで必ずしも重視されなかったこれら国際組織犯罪について、わが国政府も市民も、国際的な責任を引き受けるべきであり、それらの克服に最大かつ効果的な努力をすべきなのではなかろうか。重要なことは、これら犯罪が実際に、諸国の市民の生命、身体、自由、名誉、財産を脅かしているということである。このことの認識、人びとの安全と尊厳を護るという使命感こそが、問題を考える出発点とならねばならない。

問題の解決が単純に、各国における警察力の強化のみによって可能だと考えることの誤りは明らかである。今日必要なのは、諸国における法整備、出入国管理から保険制度に至るまでの社会諸制度の見直しを含む、全社会的な取り組みであり、また、国際刑事司法の枠組みそのものの再検討である。この間に急速に進められているわが国の関係法規の整備については、いくつかの意見が表明されている。もちろん、グローバル化した世界において、テロ犯罪や国際的組織犯罪への対処に国際的な共同の努力を進めることは必要であり、わが国が国際的な犯罪組織に都合のよい抜け道となるような事態を招いてはならない。しかしそれは当然にわが国の法制と法的文化に適合した方法によって実現されるべきなのであり、もし新規の手段が必要とされるのであれば、その必要性について十分な説明により国民的な納得を求める手続きが尊重されるべきであろう。まさにそれにより、市民教育が行われ市民/市民組織の本来持っている犯罪への対抗力が強められる。このような認識を、シンポジウムを通じて得ることができた(文責: 研究代表者)。

**研究成果の発表状況** (この研究費による成果の発表に限り、学術誌等に発表した論文(発表予定のものを記入することも可能。)の全著者名、論文名、学協会誌名、巻(号)、最初と最後のページ、発表年(西暦)、及び国際会議、学会等における発表状況について記入してください。)

①単著・論文

- 市川正人 「誤った憲法解釈 ― 許されない解釈方法」信山社、横田耕一・高見勝利編『ブリックブック憲法』117頁～131頁(2004年)
- 生田勝義 「日本における治安法と警察―その動向と法的課題」立命館法学292号57頁～79頁(2004年)
- 松宮孝明 「実体刑法とその『国際化』」、法律時報75巻2号25～30頁(2003年)
- 指宿信 Construction of International Legal Contents as An Urgent Task: Possibility of Legal Database for Asian Countries, [http://www.wsis-japan.jp/documents/others\\_01.pdf](http://www.wsis-japan.jp/documents/others_01.pdf), 2003
- 市川正人 「アメリカ型『表現の自由』理論の動揺と展開」、憲法問題(全国憲法研究会)13号、21頁～33頁(2002年)
- 市川正人 「違憲審査制の活性化 ― アメリカとの比較から ―」、敬文堂、憲法理論研究会編『法の支配の現代的課題』、21頁～36頁(2002年)
- 松宮孝明 「不作為と因果関係論」、現代刑事法4巻9号(2002年)
- 松宮孝明 「刑事立法論における自律と自己決定」、刑法雑誌41巻2号(2002年)
- 大久保史郎 「グローバリゼーションと安全保障」『憲法と有事法制』(2002年)
- 薬師寺公夫 「国家責任法典化作業における私人行為と国家の注意義務」立命館法学286号、288頁～316頁(2002年)
- 久岡康成 「拘留・拘禁の理由告知と別件逮捕」立命館法学286号、202頁～226頁(2002年)

②学会報告

- 薬師寺公夫 「『普遍的』人権条約の実効性―国連人権条約の下における見解：最終所見およびフォローアップ手続」国際法学会2003年秋季学術大会報告
- 徳川信治 「国際人権規約実施過程にみる時間的管轄」国際法学会2003年春季学術大会報告
- 松宮孝明 「国際刑法―刑法の場所的適用範囲を中心として」日本刑法学会2003年学術大会報告
- 市川正人 「法の支配の新展開―比較の視野から」(共同報告)2002年憲法理念研究会報告
- 葛野尋之 「少年司法と修復的司法」2002年日本刑法学会学術大会報告